

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を発令しました。

記

被処分者	(1) 氏名 (2) 所属 北区役所地域力推進室 【北区役所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課】 (3) 年齢・性別 26歳・男性 (4) 職位・職種 係員・事務 ※【】内は、事案当時の所属。
処分発令日	令和2年10月30日
処分内容	停職3月
事案概要	<p>被処分者は、本市職員による事情聴取において、以下の事実を認めた。</p> <p>① 被処分者は、生活保護ケースワーカーとして職務に従事していたところ、令和2年3月31日、自身が担当していた被保護者の女性（以下「当該女性」という。）の自宅を、職務上当該自宅の住所を知っていたことをを利用して私的に訪問し、コミュニケーションアプリ「LINE」の連絡先交換を求め、当該女性の連絡先を取得した。その後、同人は、当該連絡先に私的に連絡するとともに、令和2年4月8日に再び当該女性宅を私的に訪問した。</p> <p>上記私的訪問は勤務時間中の行為であり、それぞれ、少なくとも2時間程度勤務を怠った。</p> <p>② 被処分者は、令和2年5月2日から6月20日にかけて、当該女性が調理した食事の提供を受け、この間の食費として合計12,000円を当該女性に渡しており、当該女性に同金額の収入が発生していたことを認識していた。</p> <p>同人は、生活保護ケースワーカーとして、適切に生活保護費を算定する職務を担っていたにも関わらず、当該女性に支給すべき保護費の算定に当たって、同金額を当該女性の収入として考慮しなかった。</p>
備考	<p>上記事案に対する管理監督責任として、当時の所属長に対し、以下のけん責処分を行った。</p> <p>(1) 所属 北区役所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課長 (2) 年齢・性別 60歳・男性 (3) 職位・職種 課長・事務 (4) 処分発令日 令和2年10月30日 (5) 処分内容 北区長名による厳重文書訓戒</p>